

令和3年度高齢者施設等の避難確保に関する検討会（フォローアップ会議）第2回

令和4年2月24日

**【浦山室長】** それでは、定刻となりましたので、これより第2回の令和3年度高齢者施設等の避難確保に関する検討会を開催いたします。

本日の司会進行を務めさせていただきます国土交通省河川環境課水防企画室の浦山でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

本日の検討会は、資料2、議事次第に従って進めてまいります。御確認をお願いします。

それから、本日出席されています委員についてお知らせいたします。本日は委員9名の皆様の御出席をいただいております。お二人、欠席でございます。五代儀委員、川崎委員につきましては、御都合により欠席と伺っております。お二人からは、事前にご意見をいただいておりますので、後ほど御紹介させていただきます。

また、本日も関係府庁から参加いただいております。内閣府、消防庁、厚生労働省の障害福祉課の行政委員にご出席をいただいておりますので、御紹介いたします。

それでは、議事に先立ちまして、本検討会の座長であります鍵屋座長から一言御挨拶をお願いいたします。

**【鍵屋座長】** 御紹介いただきました鍵屋でございます。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

昨年に続いてフォローアップ委員会ということで、継続された委員の皆様には本当にありがとうございます。また、新しく参加された委員の皆様にも、第1回では大変貴重な意見をいただきまして、それを反映した形で既に様々な資料が出されているところでございます。

私たちの委員会でございますけれども、本当に千寿園をはじめ、それまでの福祉施設の大変厳しい災害被災状況、貴い犠牲の上に検討を進めているということをもう一度肝に銘じて、しっかりと取り組んでいきたいと考えているところでございます。

委員の皆様方におかれましては、二度と水災害で高齢者施設において犠牲者を出さない、もうここまでにするという思いで、ぜひ御検討いただければ幸いです。

この委員会の報告、そして様々な取組、既に7月に避難訓練報告の義務化、あるいは市町村による助言・勧告制度などが設けられておりますけれども、このような取組は他の福

社関係施設、あるいは学校、病院などにも波及する非常にパイロット的な取組になるかと思いますので、忌憚のない御意見をぜひともよろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

【浦山室長】 鍵屋座長、ありがとうございました。

それでは、議事に移りたいと思います。ここからの進行につきましては鍵屋座長にお願いいたします。よろしくお願いいたします。

【座長】 それでは、議事を進めてまいります。

本日の進め方ですが、事務局から資料4の第1回検討会における意見の反映事項について、手引きの章ごとに説明していただき、御議論いただきたいと思います。その後、資料6の要配慮者利用施設における避難確保に関するeラーニングテキスト（案）の御説明をいただきます。

では、事務局より資料4の説明をお願いいたします。

【事務局】 それでは、ここから事務局の国土交通省河川環境課水防企画室の〇〇から説明させていただきます。

資料4の説明を章ごとに分けさせていただきますが、説明の前に、資料3について、欠席の〇〇委員から意見をいただいておりますので、紹介させていただきます。

資料3、第1回検討資料のほうの右側の主な意見のところの大きい項目の2つ目、避難確保計画の作成・活用の手引きについての項目の上から6ポツ目ですが、「障害者については、『ケア』という表現はなじまないため、『支援』という表現を用いてもらいたい」という意見は、前回、五代儀委員からいただいた意見ですが、今回委員から「障害者については、『ケア』という表現はなじまないため、『支援』という表現を用いてもらいたい」とあるが、一部の障害者の方などには「ケア」という表現がなじむ場合もあるので、必ずしも、そういうことではないといった意見をいただいております。資料3について意見を紹介させていただきます。

それでは、資料4について、説明させていただきます。まず、第2章について紹介させていただきます。

第2章の(3)の8ページのところで、「洪水と土砂災害など、複数の災害リスクを抱えている施設があることから、複数の災害リスクに留意が必要である旨を記載するとよい」という意見をいただいております。

これについて、手引きに反映させている事項は、実際に反映させた場所を御覧になって

いただきたいと思います。こちらのスライドが反映させた箇所になります。黄色いマーカーをしている場所が反映させた箇所で、手引きの8ページになっています。抜粋しているものになります。

手引きに反映させた事項として、「洪水や土砂災害など複数の種別の災害リスクが想定される場合には、それぞれの災害リスクについて整理した上で記載する必要があります」という文章を記載しております。

2章の指摘事項は以上になります。

**【座長】** ここまでですね。ありがとうございました。

それでは、ただいま御説明のあった内容について、各委員から、この段階で御質問や御意見を頂戴したいと思います。これについてはもうこの内容で、複数災害についてはしっかりと意識しておいてくださいということですので、特によろしいでしょうか。どなたからもお声がないようですので、次へ進めさせていただきます。

それでは、事務局より次の項目の説明をお願いします。

**【事務局】** 続きまして、第3章について説明させていただきます。第3章については2つ項目があります。

まず1つ目が、19ページになりますが、ここでは「通所施設は事前休業により多くの命が助かることにつながる。今回事前休業の項目を追加することは大変よい。特に、事前休業を躊躇すること無く実施するよう強調して記載するとよい」という意見をいただいております。

これについて、19ページの(2)の事前休業の有無と実施基準のところの黄色いマーカー部分に意見を反映させております。内容は、「通所型の施設の場合は、事前休業を選択することが、より確実に人命を守ることにつながるため、事前休業の実施基準を満たした場合は、躊躇することなく事前休業の実施を判断することが重要です」と事前休業の重要性を強調して手引きに記載しております。

3章のもう一つ目ですが、21ページになります。ここでは「避難誘導のための人員確保は施設にとって容易ではないことから、外部の避難支援協力者の協力は重要である」といった御指摘をいただいております。

こちらについては、21ページの(4)防災体制確立時の人員配置という項目のところ反映させております。黄色いマーカー部分になります。「施設職員だけでは施設利用者の避難支援要員を確保することが容易ではない施設も想定されることから、地域住民や施設

利用者の家族、地元企業等の外部の避難支援協力者の協力体制を確保することが重要です」という文章を手引きに記載しております。

3章については以上になります。

**【座長】** ありがとうございます。

それでは、ただいま説明のあった事項につきまして、各委員から質問や御意見を頂戴いたします。どなたかいらっしゃいますでしょうか。

「事前休業を躊躇なく実施する」ということで、高齢者施設における被害を減らせることは間違いないと思うのですが、一方で、在宅の方々は在宅になるわけですね。その在宅の状況が、仮にハザードが厳しいところに住んでいて、施設にいれば、もしかしたら守られたかもしれないのに、在宅にいれば、かえって危ないということも高齢者にとってみればあり得るわけですね。

施設側からすると、事前休業を実施するのはいいのだけれども、そのときに在宅の方々がしっかりと命を守れるように避難をするということも一方では大事なのかと思います。この辺り、どなたか御意見ございますか。〇〇委員、お願いいたします。

**【委員】** 〇〇の〇〇でございます。御無沙汰しております。

いわゆる休業の部分で在宅の方の取扱いという部分が出てくるかと思えますけども、その点につきましては、まさに行政のほうで避難行動要支援者の対応として、名簿から、あるいは個々の個別計画、その部分も同時に取り進めておりますので、これは行政や事業主の2つの面からやっていかなければならないと思います。そういった意味では、仮に事前休業し在宅の場合は、行政が対応する、そういった施策を取り進めているといった現状でございます。

以上です。

**【座長】** ありがとうございます。既に進んでいらっしゃる〇〇町さんのお話でございますね。

〇〇委員、お願いいたします。

**【委員】** 〇〇です。よろしく申し上げます。

今の座長の御意見を伺うと、この文章の「より確実に人命を守ることに繋がるため」というのは、もしかしたら条件があるかもしれないと思いました。休業すればイコール人命が守られるみたいなのは文章として単純化し過ぎているかもしれないということであれば、修正されたほうがいいかという気がしました。

要は施設での被害を最小化することはできるということであって、人命を守るのは、さつき〇〇委員も言われたように、行政も含めて全体として守る必要があるということだと思います。私もいい文案があるわけではないですけど、何か工夫されたほうがいいかなというふうな気がしました。

以上です。

【座長】 ありがとうございます。

それでは、〇〇委員、〇〇委員の順番でお願いをいたします。〇〇委員、お願いいたします。

【委員】 第3章の(4)で、「避難支援協力者の協力体制」というのがありますが、2回、協力が出ているので、「避難支援者の協力体制」でもいいのではないかと思います、何か理由があるのでしょうか。

【座長】 御質問がございませぬ。事務局のほうでお願いします。

【事務局】 この手引きの中の定義として、外部の協力者については「避難支援協力者」という名称を用いているため、利用者の避難を支援する協力者という扱いで記述しています。

【座長】 なるほど。

【委員】 意味がちゃんとあるならいいです。

【座長】 ありがとうございます。そうですね、もしかしたら支援体制とかのほうがいいかもしれませんね。

【事務局】 そうですね。協力体制ではなく、支援体制に変更したほうが良いかと思えます。

【座長】 確かにおっしゃるとおりですね。

【事務局】 後ろの、協力を取れば良いかと思えます。

【座長】 そうですね。

【事務局】 そうさせていただければと思います。ありがとうございます。

【座長】 それでは、〇〇委員、お願いいたします。

【委員】 ありがとうございます。

19ページの通所のところですが、実態としては通所を休業するほかに、ショートステイや訪問介護を利用してもらったり、あるいは地域の事業者間で連携して、小さな法人であれば通所を休業して、比較的大きな法人に委ねていくという場合もあるかと思

ます。そういったことを含めてお書きになると趣旨が伝わると思いました。利用者の命と利用者の生活、法人のリスクコントロール、その辺り含めて書いてもらったほうがいいかなと思いましたが、よろしくお願ひしたいと思ひます。

【座長】 それでは、この部分につきましては法人側のリスクコントロールの面だけを書くのではなく、高齢者等の人命を守ることが大事ですので、そちらの部分も追記をお願ひします。

より確実に人命を守るためには、まず通所型の施設の場合には躊躇なく事前休業の実施を判断する。また、在宅時においては、避難確保計画等に基づいて避難を進めるというようなことで、人命を守るためには施設側の取組と在宅における市町村側サイドの取組と両方あるということをお趣旨として入れていただければよろしいのかなと思ひますが、委員の皆様、いかがでしょうか。

〇〇委員、お願ひします。

【〇〇委員】 ありがとうございます。

まさに、この文言は事業者側だけのスタンスの表現でございますので、もし加えることができるのであれば、通所でもそうなのですけれども、サービスを危険があつて休業するといった部分においては、事業所のほうは必ず自治体に連絡とか報告とか、そういった形であればいいかなと思ひております。

実際、〇〇町もある程度リスクが高い台風等が来る場合は、「今日は通所サービスはやめますよ」という形で事業所から連絡をいただくことになっております。

以上です。

【座長】 大変優れた事例で、ありがたい御意見をいただきました。躊躇なく事前休業するということと同時に、休業したことを市町村に伝達する。そうすると市町村のほうでも、避難確保計画しなきゃいけないなということで活動しやすくなるということになりますね。ありがとうございます。

それでは、これにつきましては、この程度でよろしいでしょうか。

それでは、事務局より次の項目の説明をお願ひいたします。

【事務局】 続きまして、第4章について、説明させていただきます。4章は一番多く指摘事項をいただいたところで、項目数としては6項目あります。

まず1つ目が、4章(1)の23ページ目になります。ここでは、「施設の判断を支援するため避難先選定のフローチャートのようなものを示すとよい」といった意見をいただい

ております。

これについては、23ページに、図10の避難先選定の考え方の図を赤枠で囲った部分ですが、こちらに図を入れています。この図は避難先の選定に当たってのフロー図を示しているものになります。

続きまして、第4章の2項目めになります。こちらについては24ページになります。

ここでは、「避難確保計画と非常災害対策計画を一体的に作成する場合、水災害の他に、地震等も含めて作成することになるので、災害の種類に応じて書き分け出来るようにするとよい」という意見をいただいております。

24ページの(2)の避難先の上側にある黄色いマーカーの部分に意見を反映させています。「避難確保計画と非常災害対策計画を一体的に作成する場合は、非常災害対策計画が地震や火災等も対象としていることから、それぞれの災害の種別に応じた避難先を適切に選定する必要があります」という文章を手引きに記載しております。

続きまして、第4章、3つ目になります。こちらは資料の24ページから25ページにかけてです。

ここでは、「避難先は、利用者の特性によって異なる部分（医療依存度が非常に高い方だと、電源確保というのが必須の事項になるとか）について、手引きのなかで書き分けるとよい」という意見をいただいております。

これについて、24ページから25ページの黄色いマーカーの部分に意見を反映させております。「施設利用者の特性に応じて体調管理や不安感の軽減を図る等の観点から選定する避難先が適切かどうか、現地を含めて事前に確認しておく必要があります」といった文章を手引きに記載しております。

続きまして、第4章、4項目め、25ページになります。(4)の避難方法の部分です。

ここでは、「避難方法は、利用者の特性や個々の施設の特性によって異なる部分があるので、手引きの中で書き分けるとよい」といったことを意見としていただいております。具体的に異なる部分というのは、医療依存度が非常に高い方だと電源確保というのが必須の事項になるとか、グループホームと大型の施設では職員配置なども全く違うといったところがあります。

これについて、資料25ページ、(4)の避難方法の黄色いマーカーの部分に反映させております。「施設の特性によって職員の配置も異なります。本項には、施設利用者や施設の特性に応じて、どのような方法で避難するかを記載しましょう」という文章を手引きに記

載しております。

続きまして、第4章、5項目めになります。資料のページで26ページ、項目としては(5)番の避難に要する時間と避難開始基準といったところになります。

ここでは、「避難時間については、立退き避難を前提にした記載になっているようだが、立退き避難と屋内安全確保では避難開始のタイミングや避難時間が異なるため、立退き避難と屋内安全確保は書き分けたほうがよい」といった意見をいただいております。

こちらについて、26ページ(5)の黄色いマーカーの部分、上の部分に反映させています。「立退き避難と屋内安全確保では、避難に要する時間と避難開始のタイミングが異なる場合が想定されるため、留意が必要です」という文章を手引きに記載しております。

続いて、第4章、6項目めになります。こちら第4章(6)番、ページ数で言うと26ページから27ページにかけてになります。項目は緊急安全確保の方法というところです。

ここでは、「緊急安全確保を安易に考えてはいけないので、まずは、事前の避難のことを明記した上で緊急安全確保について書いたほうがよい」という意見をいただいております。

こちらについて、第4章(6)、26ページの下の黄色いマーカー部分のところに反映させております。「いずれにしろ、警戒レベル5緊急安全確保の段階で避難を開始するような事態にならないように、前項で定めた避難開始基準に従った事前の立退き避難や屋内安全確保により、施設利用者の安全を確保することが重要です」という文章を手引きに記載しております。

第4章の説明は以上ですが、欠席委員の意見を紹介させていただきます。

まず1つ目ですが、最初のフローチャートの図、ページ数ですと23ページの図について意見をいただいております。

図10のフローで、「立退き避難、屋内安全確保の2つの避難方法しかないが、当初、屋内安全確保で考えていたが、急遽立退き避難をする場合や、想定より多くの時間を要し立退き避難先にたどり着けない場合などもあるため、想定外の避難場所も検討したほうがよい」といった意見をいただいております。

続きまして、25ページの第4章(2)のところになります。こちらのほうでいただいた意見は、「日中と夜間では職員の体制が大きく異なるため、状況に応じて書き分けたほうがよい」という意見をいただいております。

欠席委員からの意見は以上になります。

**【座長】** ありがとうございます。



それでは、ただいま御説明のあった内容につきまして、各委員から質問、御意見がありましたら、よろしくお願ひいたします。〇〇委員、お願ひいたします。

【委員】 ありがとうございます。

コメントは1点でして、25ページの1行目、2行目に、「施設利用者の特性に応じて体調管理や不安感の軽減を図る等の観点から選定する避難先が適切なところであるかどうか選定する必要がある」と書いているのですが、「施設利用者の特性に応じて体調管理や」という点は分かるのですが、「不安感の軽減を図る」ことは難しいのではないかなと思います。そのため、この文言については少し見直していただく必要があるのではないかなと思います。

利用者の体調管理と施設の適切性を事前に検討することは可能だと思うのですが、「不安感の軽減を図る」点は御検討いただければと思います。

以上です。

【座長】 「不安感の軽減を図る」という部分でございますね。実際に避難をするとなると相当難しいことのようにですが、施設の方どうでしょうか。

私が聞いた限りでは、避難するときに職員がばたばたすると不安感をあおってしまうので、ゆっくりといつもどおりに話をするとか、決して走らないようにするとか、そんな知恵を出されていたところもあったように思いますが、〇〇委員、高齢者施設ではどうでしょうか。避難するときに「不安感の軽減を図る」というのは実際難しいですかね。

【委員】 ただ、職員が利用者に寄り添うというところは不安感の軽減にはなるのかなと逆に思うんですね。取り残されてしまうほうがよっぽど不安なので、きちっと冷静に対応しながら誘導していくということについては、利用者さんはあくまでも職員に身を委ねているわけですので、その辺のところはコントロールされながら避難に向かうという姿勢をきちっと見せてあげることで、自分が取り残されるのじゃないかという不安は払拭できるのではないかなというふうには思いますが、いかがでしょうか。

【座長】 この点についてはどうでしょうか。

【委員】そこは、おっしゃっていただいたとおりだと思います。ここに書かれていることが、「施設選定のときに不安感の軽減を図れるような施設を選定しましょう」とも捉えられる書きぶりとなっているのが気になります。サポートされるときに不安感を軽減するように寄り添われることは大切だと思います。

【座長】なるほど、施設選定のところに書いているので、ちょっと違和感を感じたと

ということですね。ありがとうございます。

〇〇委員、お願いします。

【委員】 ありがとうございます。

〇〇委員と〇〇委員のお話のところですか。体調管理がうまくできるような避難先、不安感が軽減されるような避難先の選定と書かれているので、やや違和感があるように思います。一方、その前の行の「指定緊急避難所では、施設利用者に適切な支援を提供できないおそれがあります」から続いてくると、行った先での支援と読めてしまいます。皆さん、趣旨は共有されていると思うので、文章の修文が必要だと思います。よろしくをお願いします。

【座長】 ありがとうございます。

では、〇〇委員、お願いいたします。

【委員】 フローチャートですね。避難先選定の考え方、図10なのですけれども、津波と高潮、左の一番の図には津波だけで高潮は入ってなくて、2つ目は高潮となっているので、現象が分からない人は区別ができないのではないかという印象を抱きました。

【座長】 これはどうでしょうか。

【事務局】 高潮の場合は、必ずしも立退き避難には行かないので、次の浸水深で入っていくので、一番左側は直ちに立退き避難に行く領域なので、それは、洪水であれば家屋倒壊等氾濫区域ですね。それから、土砂災害はもちろんそうです。それから津波の3つだけは、もうこれだけで、浸水深に関係なく立退き避難先に行くということで、その次に高潮が出てくるということなのですね。

【委員】 御説明は分かりましたけども、ちょっと難しいかなという気はします。

【事務局】 では、最初にハザードマップには三つの種類があることを示す。そこから分かれていくフローにしましょうか。あまり複雑にならないようにと考えて作成していました。

【委員】 高潮では、チャートの最初の危険はほぼないというのは経験的に分かっていますと、書くのもあまりよくないのですよね。

【事務局】 そうですね。

【事務局】 最初に全部の災害リスクを何か示すような形で、洪水、土砂災害、津波、高潮のハザードマップを確認しようとするのはどうでしょうか。

【事務局】 そのような示し方はありますね。高潮は、二つ目の選択肢に進みますが、それ以外の場合は、まずは一つ目の選択肢に進むことにしましょうか。

【委員】 今聞くと、一瞬いいように感じますけど、ちょっとやってみて御判断いただくしかないと思います。

【事務局】 分かりました。検討してみたいと思います。御意見ありがとうございます。

【座長】 これ、もう少し大きく書いたほうがいいですね。

【事務局】 そうですね、文字が小さいので、文字を大きくしたいと思います。

【座長】 フローチャートを見るときにちょっと小さいですね。

【事務局】 字の大きさを変えます。スペース的には少し余裕ありますので、可能です。

【座長】 1ページあってもいいくらいですね。

〇〇委員、お願いいたします。

【委員】 よろしくお願ひします。

1つ質問というか、確認です。緊急安全確保の項目がありますが、これは、立退き避難を想定していたが、立退き避難ができなかったときに限定しているということでしょうか。緊急安全確保という言葉自体がもう少し広い意味のような気がしますが、まず、教えていただければと思います。

【座長】 いかがでしょうか。

【事務局】 そうですね、立退き避難をということだと思います。そういう考え方で整理できるかなと思います。屋内安全確保であれば、そこは安全が確保できる場所であるので、この場合、立退き避難を選択していて、取り残されてしまったらどうするかという想定です。

【委員】 屋内安全確保において、ちょっと細かい話ですけど、屋内の安全だと思っているスペースにたどり着けないみたいなことは想定していないのでしょうか。

【事務局】 それもありますね。

【委員】 ただ、千寿園とかの話を知っていると、そういう場合も全くないわけではない。

【事務局】 全くないわけではないと思いますが、何かのトラブルで、2階に避難しようとしたけど、1階にどうしても数名残ってしまうとかというのはあります。

【委員】 私は、それを書いたほうがいいというわけではないのですが、立退き避難を前提としていたけれども、出来なかったケースを想定しているとするのであれば、そういう言葉がタイトルのところに付け加えておかれると、イメージしやすいかなと思います。

【事務局】 なるほど、そうですね。そうしたら、「例えば」って入れますかね。

【委員】 ちょっと、どこにどう入れるのがいいか分からないですけど。

【事務局】 立退き避難を想定していたけど、できなかったときと、屋内安全確保を想定して上階に行く予定だったけども、取り残されることもある、ということだと思います。

【委員】 細かい話でしたが、少し気になったので発言させてもらいました。

あともう一点よろしいですか。もう一点は、その前の「立退き避難と屋内安全確保では、避難開始のタイミングが異なる場合が想定されるため、留意が必要です」と書かれております。全くそのとおりだと思いますが、親切に書くのであれば、どう留意が必要なのかというのがあったほうがいいのかという気がしました。

前提は、私がいまいち趣旨が十分理解できていないのかもしれませんが、同じ施設であっても立退き避難と屋内安全確保があり得るということを想定されているのかと思います。災害の形態によってどちらを選ぶかみたいなきことがあるから、いつも屋内安全確保で作っている基準で避難すると、立退き避難を求められるような災害のときには遅れてしまう可能性がありますよということが趣旨でしょうか。

そうではなくて、施設ごとにどちらを選ぶか、そこは決まっていて、それでも施設の人たちが留意しないとイケないということでしょうか。何となくこの部分がいま一つ理解しづらいかと思います。いかがでしょうか。

【座長】 この後に、避難開始のタイミングについて説明があるのですよね。

【事務局】 例えば、上階の避難スペースの広さの関係で、全ての利用者が屋内安全確保で収容できない施設もありますよね。その場合、立退き避難する方と屋内安全確保で対応する方の二つの避難行動になる場合があると思います。

そうすると、立退き避難する方は早めに行かないとイケないので、開始時間が早い。屋内安全確保で、そこにとどまって上階のほうに行く避難をする方については、スタート時間が少し遅くなる場合があります。

【委員】 分かりました。

【事務局】 この前に入れたほうがいいですかね。避難方法が立退き避難と屋内安全確保の二つの方法になる場合について記述するということでしょうか。

【委員】 タイミングが違うということであれば、避難に要する時間が異なるため避難開始のタイミングに留意が必要ですか書かれるのはどうかと思います。

【事務局】 避難に要する時間が異なるということです。

【委員】 避難開始のタイミングを留意するべきだ。ということですね。

【事務局】 そう、タイミングに留意する必要があります。

【座長】 よろしいですね、確かにね。

【事務局】 そうですね。

【委員】 分かりました。すっきりしました。ありがとうございます。

【座長】 避難に要する時間が異なるため、避難開始のタイミングに留意が必要ですよといったほうがすっきりしますね。

【事務局】 そのほうがすっきりしますね。ありがとうございます。

事務局から、座長、よろしいですか。

【座長】 どうぞ、お願いします。

【事務局】 先ほど〇〇先生がおっしゃっていた24ページの後ろのところの書きぶりを少し見直したほうが良いとの意見をいただきました。宜しければ、もう少し具体的なアドバイスをいただけないでしょうか。施設利用者の特性に応じて体調管理や不安感の軽減を図る等の観点から、のくだりのところです。

【委員】 ありがとうございます。

前の文章とのつながりを教えてください。「指定緊急避難場所では、施設利用者に適切な支援を提供できないおそれがあります」とは、行った先で適切な支援を提供できないおそれがあるという前提で書いているということでしょうか。

【事務局】 そうです。

【委員】 具体的な場面としては、体調管理がうまくできないとか、不安感の軽減を図りにくいという趣旨でよいですか。

【事務局】 そうです。

【委員】 〇〇委員や〇〇委員がおっしゃっていたことは、不安感の軽減は、どこに避難しても当然すべきことであり、体調管理もどこに避難していてもやることで、選定先と関係してくるわけではないと考えたほうがいい、そういうことではないかと。

そう考えると、建物の温熱環境はあるでしょうけれど、ほかにどんなことが書けることがあまり思い浮かびません。例えば、指定緊急避難場所に避難訓練することで、その空間に対する理解が深まり、不安が軽減されることはあるかなと思って聞いていました。

避難場所で適切な体調管理や不安感の軽減を図れるような支援が行われるように体制を整えましょうとかでは駄目ですか。

【事務局】 そうすると訓練になりますね。あらかじめ避難先を選定するときに、ここだったら大丈夫という条件ってありますよね。委員が前回おっしゃったように電源だとか、医療支援ができるような場所だとか、個室が区切られているとか、そういう避難先の環境を確認して避難先を決めましょうということを示せばと思っています。

【委員】 わかりました。でしたら、そのように具体的に書かれたほうがいいと思います。そのような主旨とは異なるものを私も、〇〇委員も、〇〇委員も受け取ったと思います。指定緊急避難場所の環境として、電源の確保や適切な温熱環境が確保できるような観点から避難場所を選定しましょうとか。

【事務局】 それが良いかと思います。

【委員】 ありがとうございます。

【座長】 そうですね。

【事務局】 それでいいですかね。

【座長】 具体的な電源確保とかいうふうに入れていただいたほうが分かりやすいですね。

【事務局】 ありがとうございます。

【座長】 〇〇さん、お願いします。

【委員】 〇〇の〇〇と申します。

今お話しいただいていた24ページから25ページにかけてなんですが、やはり委員の方がおっしゃっていただいているように、避難した先での安心感や体調管理など、例えば自閉症や発達障害の方々が落ち着いて避難を続けられるかというような観点で多分入れていただいているのだろーと思いますので、可能であれば、本日は知的障害者の施設の関係の方々が欠席ということですので、改めて文書を修文される際には丁寧に御意見を聞いていただければありがたいなというふうに思っております。

以上でございます。

【座長】 ということは、黄色の文字で書いたところの次に障害者の避難については、ちょっと違うところがありますよと。障害者については、環境変化やコミュニケーションの確保などがあるので、避難先を別に考えてほしいですねと書いてあるのですが、これについてですかね。ここの施設利用者というのは、障害と高齢とを全部含んでいるということなのですか。

【事務局】 最初のところの段落は、全体を含んだところでの留意点。

【座長】 全体ですよ。

【事務局】 はい。こうした設備があるかどうかを確認した上で避難先を選定しましょう。そして、障害者の方にとっては、環境の変化やコミュニケーションなどの面の対応も含めて、選定する必要がありますよということです。

温熱とか電源というのは、全体にかかってくるものであって、次のところは、主に障害者の方に対する対応について記述しています

【座長】 ○○さん、お願いします。

【委員】 申し訳ございません。「施設利用者の特性に応じて」というところと「障害者の避難については」ということで、あえて書き分けていただいているのかなと思っておりました。

まず、施設を利用されている障害者のことと考えると、前段のほうは、先ほど私が発言させていただいたような内容にも取れるのかなと思っておりますし、後段については、在宅も含めて障害者に対する避難という広い観点で記載されているのかなというふうに思っ

て拝見していたものですから、先ほどのような表現になりました。

もし重複しているということがあるということであれば、全体を再調整していただければいいのかなというふうに思っております。

以上です。

【座長】 上のところは重複して書いていて、下のところは、そのほかに障害者については。

【事務局】 加えてなんですね。

【座長】 加えてなんですね。

ほかに御意見ございますでしょうか。○○委員、お願いいたします。

【委員】 ありがとうございます。

今の黄色の部分と、その先の部分についてです。黄色の部分は全般ということでしたが、ここには認知症の方も含まれていると思われま

す。そうすると、「障害者の避難については」と、内容的にかぶる記述が多くありますので、書き分けをするかどうかを含めて、厚生労働省と調整して修文を検討いただければと思います。

【座長】 当然、認知症の方も環境変化とかコミュニケーションは難しいわけだから、そこはかぶりますよね。だから、障害者だけじゃないですよということですので。そうすると、認知症高齢者や障害者の避難についてはと入れれば、何となくいいようにも思

ますが、確認をお願いします。

【事務局】 分かりました。それでは、事務局のほうで書きぶりを整理して、また厚労省さんにも協議させていただいて、本日欠席の障害者施設関係の委員の方の確認を得て、取りまとめたいと思います。ありがとうございます。

【座長】 趣旨は伝わったかなと思いますので、よろしくをお願いします。

それでは、事務局より次の項目の説明をお願いいたします。

【事務局】 続きまして、それでは第5章のほうの説明に移らせていただきます。第5章の指摘事項は1項目で28ページになります。

第5章の(1)の避難に必要な設備とその確保というところになります。ここでは、「入所施設における非常用電源の燃料については、ある程度長い時間稼働できるように確保することを記載するとよい」という意見をいただいております。

こちらにつきましては、(1)の黄色のマーカー部分に反映させております。「非常用電源を設置する場合は、稼働時間に応じた燃料の確保にも留意が必要です」というふうに文言を追加しております。

また、参考として、こちらのページ、赤枠のところの図11、避難に必要な設備の考え方についてといったところで、前回の検討会で紹介させていただいた資料を挿入させていただきます。

第5章の説明は以上になりますが、欠席の〇〇委員から意見をいただいております、「非常用電源も重要であるが、障害者が避難した後に機器が利用できるように自家発電なども整備しておくべき。EVカーなども必要であるが、水没する可能性もあり、携帯型の発電機のようなものが必要ではないか」といった意見をいただいております。

意見は以上になります。

【座長】 ありがとうございます。

それでは、各委員のほうから御質問、御意見ありましたらお願いいたします。特にこの部分はよろしいですか。

去年の検討会では、高齢者施設にオリローとか、避難はしごとか、脱出シューターとか、消防の指導で入れなきゃいけない。だけど、そんなものよりも、実際に高齢者が避難できるものが必要なんじゃないかというような御意見ありましたので、選択制とか、そのように一歩進んでもらえればいいのですが、消防庁さん、消防法で規定されているのが、どうも高齢者標準社会とか、高齢者施設だとか、障害者施設にあまり合っていないように思う



んですが、今後どうですか、御検討される予定はありますか。

【委員】 ○○の○○です。本日よろしく願いいたします。

【座長】 お願いします。

【委員】 消防法では、避難器具の設置が義務付けられている施設に対して、避難はしごとや滑り台などを選択し、設置するように言っていますが、それよりも、まず言っているのは水平避難という考え方もありまして、火災時に水平に避難できるバルコニーが避難上有効に設けられているなど等、避難上支障がないと認められる場合には、そちらのほうに逃げるという形になっており、避難器具の設置を不要としています。

その上で、そういう場所がなければ、命を守るために上階から下に逃げる方法を取るよというということで、避難器具を設置するようになっております。

そうはいつでもおっしゃられたとおり、高齢者にはいろいろな障害等あります。そういう観点も含めて、来年度、火災時の避難の有効性の向上について、検討していこうと動いております。

こちらからは以上になります。

【座長】 それはすばらしいですね。ぜひ御検討いただいて、今、時代の進展に合わせて様々な避難用具をメーカーさんが苦勞して開発されておりますので、そういうのをしっかりと見ていただいて、高齢者でも障害者でも安心して避難できる用具を検討していただけるということですので、大変大きな前進ではないかなというふうに思いました。ありがとうございます。

この項目について、ほかにございますか。

それでは、次の項目、第6章、お願いをいたします。

【事務局】 それでは、第6章について、説明させていただきます。第6章は2項目あります。

まず1つ目が、30ページ、(2) 防災教育の実施という項目になります。ここでは、「避難支援協力者や利用者の家族向けの防災教育についても記載するとよい」という意見をいただいております。

これについては30ページの(2)の黄色いマーカーのところで、「防災体制確立時の統括指揮者や各役割のリーダー、一般の施設職員に防災知識を習得させるためには、平時から計画的に防災教育を実施することが必要です」という文章を手引きに記載しております。

続きまして、第6章の2項目になります。31ページから33ページになります。項目

は、(4)の避難訓練結果の振り返りと避難確保計画の見直しのところで、ここでは、「訓練結果の振り返りのためには、訓練時の目的と目標を設定することでチェックしやすくなることを記載するとよい。(米国AARでは非常に簡単な4項目を書かせることでボトルネックを抽出しやすくなる)」といったことを意見としていただいております。

こちらにつきましては、31ページの(4)の黄色いマーカーのところで、「振り返りにあたっては、訓練前に目的と目標を設定することが必要であり、米国AARの考え方を参考にして訓練を実施するとよいでしょう」という文章を手引きに記載しております。

米国AARについて、32ページに赤い四角の枠のところでコラム的にAARの内容についても紹介させていただいております。

第6章の説明は以上になります。

**【座長】** ありがとうございます。AARについても書いていただけてうれしいですね。振り返りでも5分くらいで終わるのですよね。このように、みんながこの項目で振り返るのだというのが分かるとやりやすいですね。

これについて何か御意見、御質問ございますでしょうか。

それでは、時間もありますので、また気がつきましたらお願いするとして、次の10章をお願いいたします。

**【事務局】** 第10章は、タイムラインになります。ページ数としましては55ページになります。

ここでは、「理想的なタイムラインを作成するだけでなく、タイムラインに沿って行動できなかつたときの対応を考えたものにしておく必要があることを記載するとよい」「タイムラインは災害のパターンや避難先に応じて作成する必要がある。また、タイムラインで想定していない状況になった場合にも柔軟に対応できるような内容にする必要があることを記載するとよい」「タイムラインは日中と夜間の施設の特性などに応じたものを作成する必要があることを記載するとよい」「タイムラインを職員間で共有することが重要であり、共有の仕方についても記載するとよい」といった意見をいただいております。

こちらにつきましては、55ページ、(2)のタイムライン作成にあたっての留意点のところに追記をしております。黄色いマーカー部分になります。「タイムラインは、災害のパターンや避難先、日中や夜間といった避難する時間帯、施設の特性などに応じて、複数のケースのものを作成しておくことが必要です。作成したタイムラインは、避難確保計画とともに、平時から施設職員や避難支援協力者に訓練や防災教育を通じて共有しましょう。

また、タイムラインで想定していない事態になった場合にも、適切な判断と対応力によりリカバリーすることができるようにしておくことが重要ですので、避難訓練を重ねて、災害対応力を高めていくことが重要です」という文章を手引きに記載しております。

最後ですが、前回紹介できなかった様式についても附属資料として、57ページ以降に避難行動計画の様式という形で、今回の手引きの内容を反映させたものを様式としてまとめております。

最後に、欠席委員の〇〇委員からいただいた意見を紹介させていただきます。第10章という形ではなく資料全体に対してになりますが、「様式については、施設が計画作成するにあたっては、記載例もあわせて掲載しておくことがよい」「手引きは全体的にまとまっているが分量が非常に多い。そのため、施設にとって使いやすいように簡略化したものが必要だと思う」といった意見をいただいております。

こちらからは以上になります。

**【座長】** ありがとうございます。

それでは、ただいま御説明のあった内容について、各委員から御意見、御質問ありましたらお願いいたします。

この10章のところに限らず、この手引き全体につきまして、もう一度見直してみたら、やっぱりこうじゃないかというのがあったら、それでも結構でございます。全体についても、ここで御検討いただければと思います。

〇〇委員、お願いいたします。

**【委員】** すみません。〇〇の〇〇です。

ちょっと前の部分に戻りますけれども、屋内の安全確保と、それから立退き避難、2つの分類でいろいろ議論がありましたが、この前の千寿園のケースですと、あそこは施設として土砂系のリスクが高い、あるいは水害の部分のリスクが高いという2つのリスクがあった施設だと記憶しております。

基本的に、こういった施設は、それなりのリスクがそれぞれあると思います。いわゆる水害であるか、土砂災害であるか、津波災害であるかといった部分でいきますと、施設で水平と垂直、2つの避難パターンを選択肢はあり得ないと私は思います。

例えば2つのリスクが重なっている部分、そういった場合においては、そういう災害事象によってマックスのリスクでの計画という部分で限定しておいたほうが迷わないのではないかなと思います。

そこが気になった部分ですので、検討していただければいいかなと思います。いわゆる施設に対して1つの決まった避難計画、リスクに見合った避難体制を確固たるものにしておけば施設に迷いはないと思います。

以上です。

**【座長】** マックスの場合にどうするかというのは、外の浸水想定が全くないところに、安全な場所に早い段階で避難すればもちろんいいわけなのですね。それはそのとおりなのですが、施設の事情もあって、すぐにはそれが難しいということも、特に人数が多いとか、そういう場合、避難先で支援が継続できないといけないわけですよ。

例えば100人規模の特養の人が小学校へ行ったとなると、避難先で支援が継続できない可能性もあるのですよね。そこところが恐らくとても悩ましいところで、福祉サイドから見れば、できれば屋内安全確保のほうがいいなというのは多く意見をいただいたところですよ。

そうすると、災害の規模がどの程度になりそうなのか。今回は小・中学校であって、支援が難しくても絶対に出るべきだという災害ももちろんありますでしょうし、今回は屋内安全確保で様子を見ておいても大丈夫なのではないかという規模もあるでしょうね。そこが施設側としては一番知りたい情報ではないでしょうかね。

そうすると、マックスの避難先だけでは、ちょっと厳しいかなという気もします。安全サイドで考えれば避難しておけば間違いないのですが。

**【事務局】** 事務局からよろしいですか。

**【座長】** お願いします。

**【事務局】** 24ページの本文をご覧ください。

(2)の避難先というのがありまして、この中の2段落目です。「避難先は、災害の種類によって異なる場合があります」と記載しています。洪水と土砂災害は降雨を起因にしているもので、両方の災害から難を逃れることができる同じ避難先になることが想定されます。

しかし、高潮や津波・地震は、災害の原因が雨ではなく、それぞれ事象が異なります。

このため、避難方法が変わることも想定されると考えています。

**【座長】** ○○委員、お願いします。

**【委員】** まさに今、事務局のほうで解説を加えた部分でございまして、言うなれば過去の災害の教訓で見れば、いわゆる土砂災害と大雨災害というのは1つの起因でございしますので、それが水平、垂直に分かれるという想定はまずないと思います。

というのは、市町村が高齢者等避難、その次に避難指示を出すといった部分においては、ある程度、2つの例えば雨の災害関係の分類、土砂災害、浸水害といった分類で分けて出しているのも事実でございますので、ある意味、津波・高潮、それから土砂災害・浸水害といった2つの分類になりますので、基本的に避難の仕方というのは施設によってある程度決まってくるのではないかなと私は思っています。

以上です。

【座長】 ○○委員、お願いいたします。

【委員】 よろしく申し上げます。

しっかりまとめていただいて、とてもいいものになって、私なんかが市町村の皆さんと一緒に施設を支援するときには、いいブックレットになったなという印象は持っています。

一方で、どなたかの意見であったように、施設にこのまま渡すと、多分、あまりにもボリュームがでかくて、「はい、どうぞ」といっても多分使いにくいので、そこはちょっと用心が必要かなというふうに全体的な印象として持ちました。

私、今年度、3施設の避難確保計画のお手伝いをしております。3施設のうち2つは障害者施設で、1つは高齢者施設。高齢者施設は、あまり問題にならずに比較的スムーズにできたのですが、障害者施設が2つとも、河川、それから海の近くにあつて、津波も洪水も土砂災害もというような複合のリスクを持った場所にある施設でした。

2つとも入所施設、1つはホームなのですが、精神疾患の方が非常に多くて、実は今ずっと議論されている避難先の選定で物すごい壁にぶち当たっております、フローチャートだとかハザードを見ると、どうしても立退き避難が2施設とも必要で、上層階避難ではとてもじゃないけど助からない。だけど、精神疾患をお持ちの方が数十人おられて、立退き避難が必要なだけけれども、そういう難しい避難をしなきゃいけない立退き先の選定ができないというところで大きな壁にぶち当たっている。

ですから、今ずっと議論されていた避難先の設定の細かいところもとても大切だと思うのですが、そもそも行く場所がないじゃないかという施設にも、私、3つやった中で、2つそれにぶち当たっております、だから、これを変えろと言っているのじゃなくて、24ページに書いてあるのですね。「関係機関や関係事業所と事前に調整を図るとともに」、まさにそこに集約されているのだけれども、集約されているところに非常に難しいところがあつて、1つは、私がたまたま入っていたものですから、知り合いの鳥羽にある観光旅館さんをつないで、「ああ、うち使ってください」というようなコーディネートで、何とか

訓練までこぎ着けたのですが、もう一つは適切な避難先が見つからないのです。

そういう施設が比較的多いのじゃないかなと思ってまして、だからといって僕、結論を持っているわけじゃないのですけれども、第9章あたりに書いてあった地方公共団体における各部局の連携の構築プラス、これは公共団体の中の連携なのですが、プラス同種団体であるとか、地域の連携とかの仲を深めていかないと、多分、この問題解決しないので、その辺りがどこかに書かれると、「関係機関と連携しろ」と一応書いてあるのですが、そこに多分すごく難しいことがあるのじゃないかなという印象を持ちました。

すみません、本文書き直せという意味ではないのですが、実際、ちょっと1年間、数施設具申したところで気づいたところを申し上げさせていただきました。

以上です。

**【座長】** ありがとうございます。避難先の確保って簡単に書くけれども、それが現実に難しい。避難先の確保が難しい場合には、市町村や関係団体と十分に協議する必要があると、何かそういうのがあるといいかもしれませんね。確かに、現場では、その問題が非常に大きいです。

〇〇委員、お願いいたします。

**【委員】** ありがとうございます。全体を俯瞰して3点コメントがあります。1点目が、今回の避難確保計画の中に火山というハザードが入っていないのが気になっています。火山の避難確保計画の検討も行われていることから、本事業での火山の取扱いをどう考えているのか。

2点目ですが、千寿園もそうですが、ハザードマップに掲載されていないリスクのがあります。千寿園の事例でみられたバックウオーターのように、ハザードマップには反映されてない減少もあります。また、内水氾濫ですとか土砂災害警戒区域については、ハザードマップの作成が間に合っていないところもあったりします。

ハザードマップを見て策定することは大事だと思いますが、とはいえ、事前の想定で分からない事態にどう対応するのかというのは書いていただいたほうがいいかなと思います。

最後、3点目ですが、タイムラインのひな形ですとか、あと、実際の避難確保計画の様式を提示していただいています。これらの情報だけでは作成が難しいと思います。「タイムライン」について地域でワークショップしていると、「どこから手をつけて書き始めればいいのか分からない」というコメントをいただくので、もう少し説明があるほうが良いと思います。また、避難確保計画の様式を見ていると、統括指揮者ですとか、情報連絡班とか、

装備品等準備班とか、いろんな班が記載されていますが、これらについてもあまり一般には使われていない文言だと思います。どういう班が必要で、どのように取り組むのかという説明がもう少しあると良いと思います。

以上です。

**【座長】** ありがとうございます。火山の問題とハザードマップが全てではない、反映されていないものもあるということと、様式における文言等についての御意見だと思いますが、事務局ございますか。

**【事務局】** 本手引きは、水防法と土砂災害防止法に基づく避難確保計画を対象としています。火山は、内閣府が所管しており、内閣府からコメントがあればと思うのですが、避難確保計画の作成は適用されていません。

ただし、災害の種類に火山災害もあるということは、記載しても良いのではないかと考えています。

それから、タイムラインについては、アウトプットの様式は、ここに示していますが、〇〇委員がおっしゃるように手順が分からないかもしれません。どういう手順で検討していくのかというフローみたいなものを追加してはどうかと思った次第です。ありがとうございます。

それから、様式については、御意見いただきましたので、できる限り丁寧に説明に加えたいと思います。さらに、適宜見直していきたいと思っています。

併せまして、〇〇委員がおっしゃいましたとおり、手引き本文はボリュームが多いのですぐに理解ができないことが想定されます。これについては、〇〇委員からも意見をいただいていますので、来年度は、簡単ガイドといいますか、要約版のパンフレットの的なものを作成したいと思います。ありがとうございます。

**【座長】** ありがとうございます。

ほかに、〇〇委員、お願いいたします。

**【委員】** 〇〇です。よろしくお願いします。

先ほど御意見ありましたし、次、簡単版を作られるということですがけれども、やっぱり私も最初ざっと読んで、なかなか難しいなと思いました。最初から読まないといけない感じがあるんじゃないかなという気がしてまして、というのは、定義がしっかりしている用語がいっぱい出てきて、途中から読むと、それが何を指しているのかがよく分からなかったりするかもしれないので、代表的な用語だけでも用語集みたいなのが最初あたりつ

いていると、多少なりとも読みやすかったりするのかなという気がします。

もう既に中に言葉の定義がいろいろあると思いますので、それをどこかにまとめておくだけでいいかと思います。

【座長】 ありがとうございます。用語集のようなものがあるといいかもしれないということでしたね。

〇〇委員、お願いいたします。

【委員】 〇〇の〇〇と申します。ありがとうございます。

このガイドライン全体を見て、ボリュームがあるなというのを印象として持っていて、実際、こちらは水防法、土砂災法に基づくものですので、我々も地域の施設とかに行き行って勉強会等開催するときに講師を派遣しているところです。先ほど事務局からも簡単なリーフレットとございましたけれども、できれば、そういう講習会で使えるパワーポイントであるとか、そういった資料も併せて作っていただけると助かります。そこに今、〇〇委員がおっしゃった流れみたいなものがきれいに整ってくると、施設の職員も分かりやすくなるのかなと思います。お願いで恐縮ですけど、そういった資料があると現場としては便利と思ったところがございます。どうぞよろしくお願いいたします。

【座長】 分かりやすいものというのは簡単なのですが、分かりやすいを作るのは大変なんだよね。

意見がちょっと途切れたようなので、私からも幾つか話をさせてもらえればと思うのですが、まず避難確保計画、もちろん利用者を守るということはあるのですが、しっかりやることによって職員、あるいは施設の事業継続というものに連動しますので、職員を守るということにもつながるのだというところを前書きでもどちらでもいいのですが書いていただきたい。東日本大震災では高齢者施設で利用者四百数十人に、職員173人亡くなっているのですね。それは、津波の避難確保計画が不十分であった、あるいはハザードマップをはるかに超える被害になったという教訓がありますので、非常に重要だと思います。

今回、土砂法、それから水防法ですけれども、やはり津波の場合において、そういうことがあって、利用者も職員も共に亡くなってしまった。そして、その後も様々な被害が続いているということから、しっかりと避難確保の計画をつくって、職員も利用者も守りましょうという部分は必要だと思いました。

同時に職員を守るためには、職員自身が自らの家のハザードとか、それから通勤路のハザード、そういったものを理解していく。職員の自助というものも、BCPの中であまり



書いていないですけども、職員の自助というのが基本になって避難確保ができるわけですし、職員が自分の家が危なくて、家族を置いて施設に来るとするのは好ましいことではないので、職員が安全を確保することは重要なことだと思いました。

もう一つ、この計画で重要なのは、恐らく課題を発見して、その課題解決に取り組むという部分だろうと思うのです。ここに避難訓練の振り返りみたいなものを書いてあるのですが、「避難訓練の振り返りと避難確保計画の見直し」というのが53ページにあるんですが、一方でひな形のほうを見ると、非常にそのところが弱い。

68ページを見ると、恐らく「防災教育及び訓練実施に関する事項」というのはとても重要なところで、特に避難訓練結果の振り返り、課題、そして、その課題を誰がいつ解決するのか、どのくらいまでの間に検討するのかということを経続することによってレベルアップにつなげていくという姿勢が大事だと思う。

AARをやって課題を抽出する、それをちゃんと書けるようなひな形にしたり、あるいは53ページの文言のところ、それが極めて重要であるということをごひやっていたきたいなというふうに考えております。

計画というのは鮮度が命でございます、つくったときがベストではなくて、少しずつレベルが上がって行って、職員もだんだん分かってきてと。すぐにこの紙に従って様式を埋めれば大丈夫というものではないものですから、常にそういった教育と訓練を繰り返しながら、自分たちの地域のハザードを深く理解し、そして、安全に守れるという体制をつくっていただけるような様式になればと思います。

この様式というのは、例えばダウンロードしてひな形に埋め込んでいけばできるという種類になるのですか。

**【事務局】** エクセルシートで作成しております、左と右に分けて左側に空白の入力できる項目欄があって、右側に入力の参考とできるように記載例を掲載することを検討しております。

**【座長】** 大変いいかなというふうに思いますので、ぜひ市町村に説明会とか、そのエクセルシートなどをやりながらやっていただければと思います。

私がちょっと時間を潰しましたが、皆様から御意見ほかにございますか。〇〇委員、お願いいたします。

**【委員】** すみません、〇〇の〇〇です。

最後に、こういった社会福祉施設の避難確保策定、あるいは訓練の実施等をじかに担当

している自治体として意見を述べさせていただきたいと思います。

確かに、このガイドラインにつきましても、素晴らしい部分でできたかなと思っております。ただ、現場のほうから言いますと、先ほど〇〇委員のほうからお話がありました立退き避難の場所の選定ということでありましたが、立退き避難先の準備は、どこで、誰が責任を持ってやらなければならないかといった部分が大きなポイントだと思います。

すなわち、指定避難所の指定というのは市町村の責任でやります。たまたま〇〇の社会福祉施設は大規模な施設がありません。あっても垂直避難で済んでいるところもあります。小規模の施設の水平避難ということにつきましては、うちの指定避難所、最大限協力しまして、電気とか、そういった部分の準備はさせていただいております。

しかしながら、〇〇委員がおっしゃったとおり、大規模な施設の避難確保計画を策定するに当たって立退き避難ということになれば、必ず避難先の選定が大きな問題になってきます。場所も取ります。ベッド等の施設も必要になってくるかもしれません。

そうなったとき、果たして自治体の指定避難所という体制だけでできるかどうか、これが疑問だなと私は感じております。以前にもお話ししましたが、日本という国の高齢化は止めることはできません。こういった社会福祉施設はどんどん増えていくかもしれません。

願わくば、これから施設を設置する許可に当たっては、当然のことながらハザードのないところの設置というのは進めていかなければならないかなと思っておりまして、そういった避難先の場所の確保というの、やはり国的な部分の方向性でいかないと厳しい部分があるかなと思っております。

一方、私とすれば、立退き避難については、市町村の責任もありますけれども、事業主としても避難先の確保というのは努力義務があるのではないかと。グループの中で考えたり、ゆとりを持って早めに避難というのも考えていただきたい、こういった部分もお話をしております。

余談になりますけれども、うちのほうでは、例えば台風等が夜来るとおそれがありますよ。そうしますと、夜間の職員の確保も必要となりますので、町で管理する第3セクターの宿泊施設を事前に提供して、もし必要であれば施設の近くのうちの宿泊施設に泊まって、有事の際はそこから駆けつけてもいいですよ。そういった協力は検討しておりますけれども、やはり市町村での避難先確保というのは限界があるのも事実でございます。参考までにお話しさせていただきました。

【座長】 ありがとうございます。避難先の選定というのは大変難しいところであり  
ます。まずは福祉事業所間で協定か何かで、災害時の相互応援というのを進めていただく  
というのは、一つの手かなと思います。同種の福祉施設であれば、例えば50人規模の特  
養の人が、同じところに50人行くというのは実際問題難しいので、例えば10人ずつ5  
か所に分散するとか、そういうことができる可能性もありますよね。

あるいは障害施設にしても、安全な障害施設のところで少人数ずつ分けていただくとい  
うこともあろうかと思えますし、それでも難しい場合に様々な社会資源をうまく使う、ホ  
テル、旅館を使うという〇〇委員のお話もあったり、そこをみんなで知恵を出し合った上  
で、それでも厳しいのかと。まずは、その努力をしなければいけないのかなというふう  
に思うところがあります。

〇〇委員が〇〇の被災を教訓としながら、一步ずつ進められていることは本当にすばら  
しい。職員の宿泊先まで確保して泊まり込んでやっていただいているというのは、本当に  
ありがたいと思います。いい事例として紹介したいですね。

それでは、最後に少しお時間を設けますので、このところをもう少し言いたかったと  
いうのをお願いをしたいと思います。次の資料6についての御説明をお願いしたいと思います。

【事務局】 それでは、資料6について説明させていただきます。

資料6は、施設職員に向けたeラーニング研修テキストの案になります。「要配慮者利用  
施設における避難確保に関する研修資料～利用者の命、救えますか～」というタイトルに  
しております。

次のページに行ってください。本教材についての目的は、大雨による浸水や土砂  
災害等が発生するおそれがあるとき、高齢者施設等の要配慮者利用施設の利用者の円滑か  
つ迅速な避難の確保を図るため、具体事例を通じて適切な判断力・避難行動力を養うこと  
を目的とする。

主な対象者は、施設の関係者等になります。

進め方につきましては、これを自分でページをめくりながら読んでいただいて学習して  
いくものになりまして、学習編で学習していただいたものを最後に理解度チェックでチ  
ェックをすることができます。実習に要する時間は、約30分程度を想定しております。

次のスライドへ行きます。学習編の目次です。要配慮者利用施設における避難確保の  
重要性、災害の種類、災害リスクの把握、避難先の選定における留意点、避難開始のタイ

ミングの考え方、防災気象情報や避難情報の収集、施設における防災体制の例、総括指揮者、情報連絡班、避難誘導班、装備品等準備班と各班の役割の例を掲載しております。次に、1 避難訓練の種類、避難訓練における留意点、最後にタイムラインの作成と活用といった構成になっております。

ざっと説明していきますと、4 ページ、5 ページ目が過去の事例になりまして、4 ページ目が岩泉町のグループホーム楽ん楽んでの被災事例で、次の5 ページ目が昨年の熊本県球磨村の千寿園の被災事例を紹介して、避難確保計画の作成の重要性を訴えております。

次のスライドへ行きまして、こちらは今の制度について、時系列的な経緯を紹介しております。岩泉町の被災を受けて、避難確保計画の作成と市町村への報告、避難訓練の実施が義務づけられたこと。昨年の千寿園の被災を受けて、市町村への訓練結果の報告が義務づけられたこと、市町村が管理者等に対して助言・勧告する支援制度が創設されたことを紹介しております。

次の7 ページ、8 ページ目が、成功事例になりまして、令和元年10月の台風第19号の事例として、川越キングスガーデンではうまく避難できた事例。次の8 ページ目が特別養護老人ホーム平成の杜、こちらは静岡県にある施設ですが、同じく令和元年10月の台風第19号で、うまく避難できた事例ということで紹介しています。

次からは災害の種類ということで、まず洪水、雨水出水、高潮、津波、次のスライドで土砂災害と災害の種類を紹介しております。

次に、このような災害種類を把握した上で、災害リスクの把握方法として次の11 ページから15 ページまで紹介しております。ハザードマップの見方等をそれぞれの事象ごとに紹介しているといったものになります。

16 ページからが避難先における選定の留意点になりまして、手引きの中でも紹介しているフローチャートになります。今回、意見をいただいておりますので、こちらについては見直しを行っていくことを検討する予定です。

次の18 ページが避難開始のタイミングの考え方というところで、基本的な警戒レベル3、高齢者等避難が発令されたときに避難をする。ただ、時間を要するようなどころでは早めに避難を開始することが必要ですといったことや、日没までに避難を完了することが必要ですといったこと、事前休業についても触れております。

次が防災気象情報や避難情報の収集ということで、情報の種類、あと、情報の入手手段、伝達先について、イメージ例として紹介させていただいております。

次が施設における防災体制の例といったことで、それぞれどういった班があるかといったところの紹介をさせていただいております。あと、外部の避難支援協力者等の協力体制も必要だといったことも書かせていただいております。

21ページから24ページが、それぞれの各班の役割の例示をしています。警戒レベルに応じてどういったことをやるのかといったイメージも加えております。

次に、25ページから27ページまでが避難訓練の種類を紹介しております。

28ページが最後、避難訓練における留意点ということで、避難訓練を毎年実施することが重要ですということや、避難訓練は繰り返すことが重要ですといったことを書いております。

最後に、タイムラインの作成と活用を29ページに入れております。

30ページからが理解度チェックになります。約10問程度、確認テストをこちらのほうに用意しているといった構成になっております。

簡単ですが、eラーニング教材の説明は以上になります。

**【座長】** ありがとうございます。

それでは、このeラーニングテキストについて、皆様方から御意見をいただければと思います。〇〇委員、助かりました。ありがとうございます。お願いします。

**【委員】** ありがとうございます。

まとめていただいてありがとうございました。分かりやすくまとまっていると思います。

お願い3つあります。1つ目が、ハザードマップのところでは、16ページの「ハザードマップで確認」について、ハザードマップがどこで確認できるのか、その情報がどこで得られるのかを書いていただけると、うれしいです。

例えばホームページ上で公表されているとか、ここで入手できるというようなことです。福祉の人たちはあまり詳しくないので、「あれ、どこで確認するの」となっちゃうので、それがあるとありがたいです。

2つ目が、30分で終わらせるのは難しいと感じました。この点はどう考えたらいいかです。

3つ目は、今後、機会があれば、映像で作ってもらえるといいかなと思います。本件とは関係ない事例で恐縮ですが、研究者は研究倫理の研修を毎年受けますが、それがビデオ形式になっていて、大変分かりやすいのです。設問部分もあり、いずれ、そういうものができるとうれしいと思いますので、将来的なことも含めて御検討いただければと思います。

【座長】 ありがとうございます。どうですか、すぐにできることと来年度以降の課題があるようですが。

【事務局】 御意見ありがとうございます。今御指摘いただきましたハザードマップは、どこで確認できるか、ということについては反映したいと思います。

それから、30分の表現は見直しますが、これ以上、内容を減らしてしまうと情報として不足するとも思っています。

映像については、おっしゃるとおりだと思います。ぜひ〇〇委員の今の御指摘を踏まえて、まずは、ご提示した静止画バージョンで公表し早く使ってもらいたいと思っていますが、さらにバージョンアップをしていきたいと思っています。来年度は、動画、音声入りバージョン等を作成したいと考えています。

その際には、ぜひまた御意見等いただければありがたいと思います。ありがとうございます。

【座長】 ありがとうございます。前向きな御答弁をいただきました。

〇〇委員、お願いします。

【委員】 ありがとうございます。

これは、先ほどお伝えしたことと重複しますが、この中でもやっぱりハザードマップの情報が全てではないという話と、あと、各班が出てくるので、その方々の役割はこうやって位置づけています、という補足説明があるといいと思います。

それから、これから動画や音声も作られるという話でしたが、できれば、効果的な使い方の説明についても案内があると良いと思います。

以上です。

【座長】 使い方の説明もということですが、事務局、コメントございますか。

【事務局】 ありがとうございます。災害の種類、先ほど〇〇委員からも御指摘ありましたように、火山災害なんかもありますので、このほかにも、こういった災害もありますということを加えておきたいと思っています。

それから、使い方の説明についても、今後加えていきたいと思っています。ありがとうございます。

また、それぞれの役割をもう少し丁寧に表現したいと思っています。ありがとうございます。

【座長】 ほかにございますでしょうか。

【事務局】 事務局から欠席委員の意見を紹介させていただきます。

【座長】 お願いします。

【事務局】 資料6について、〇〇委員からいただいている意見です。

最後のスライド、「唐突にAARが出ているので、AARを説明するか、AARの表現は抜いたほうがよいのではないか。また、AARの図について、PDCAサイクルのような繰り返しが分かるような矢印があったほうが分かりやすい」といったコメントをいただいております。

【事務局】 28ページです。左側にAARが突然でてくるので、説明が必要かと思えます。それから、サイクル型になっていないので矢印を加える必要があります。

【座長】 これ、簡単にできるといったほうが多分いいですね。簡単で効果的な方法としてAARを紹介しますとかといったらいいですね。私どもも防災訓練を福祉施設でやるときに、ひな形に沿って書いてもらおうと何が課題なのか一目、本当によく分かります。5分ぐらいでできます。ありがとうございました。

ほかにございますでしょうか。事務局、お願いします。

【事務局】 事務局の一員なので、事前に水管理・国土保全局さんと調整しておけばよかったのですが、ちょっと確認まで含めて、すみません。この資料の20ページの「施設における防災体制の例」の中で、赤字のところ、「担当を決めるのではなく」ですかね。「で」が抜けているかな。「決めるのではなく、従業員一人一人が各班の対応をできることが目的です！」と赤字で書いていただいている部分です。

これ、趣旨、ちょっと事前に確認できなかったのを確認しておけばよかったのですが、要は担当を決めて、それだけで満足しないでくださいねという趣旨ですね。だから、その後の「従業員一人一人が各班の対応をできることが目的です！」と、ここだけ見たときに、何か従業員一人一人が全ての班の対応ができないといけないのかなというふうに一瞬読み間違い、捉え違いもあるかなと。

これ、趣旨としては、ちゃんと班ごとの担当を決めて、決められた従業員さん、自分の担当がここだったら、担当の中身の仕事をしっかりそれぞれで対応していくことを実際やるのが目的です、そこが大事なのですということを多分、伝えられているということだと思いますよね。

【事務局】 説明が足りていないところがありますので、そこは修正させていただきたいと思います。

【事務局】 ちょっと事前にお伝えすればよかったのですが。

【事務局】 ありがとうございます。

【事務局】 従業員さんも、まずはやっぱり持ち場のところなのかなと思うのですよね。もちろん、ほかでどう動くのかということも認識いただく必要はあると思うのですが、施設の方、いずれにしても、やっぱり介護サービスをしっかりやるというのがまず第一にあつての避難の中での動きだと思います。もちろん命を守るために大事なので、できることを精いっぱい、最大限マックスにやるというのは当然なのですが、その上で、やっぱり人間のキャパというか、できる限界もあるので、まず担当を決めることだけで満足しないで、あとは決まった持ち場のところをしっかりとやると。

あと、全体どういうふうに動くのかということのを認識していると、なおよしぐらいの雰囲気が出せるのであれば。もちろん命を守るためなので、多少負担があってもというのはあるのですが、一方で、実現不可能なぐらいの過度な負担にならないようにということも、ある程度考えておく必要あるのかなとちょっと思った次第です。ありがとうございます。

【事務局】 ありがとうございます。

【座長】 ありがとうございました。

〇〇委員、お願いいたします。

【委員】 2つありまして、1つはハザードマップについて。私も水害の計算とかをして一般の方と話すとき、いろいろ質問されるのです。支派川の計算はハザードマップに入っているのかとか、想定最大とか、いろいろ種類がありますので、ここでハザードマップを見てというのは、国が出している、あるいは行政が出しているものを、基本的には信じて、まずはそこだけ見て計画を立てればいいのかというふうなニュアンスでおっしゃっているのか。あるいは自分で情報をたくさん集めて、もっと考えないといけないというニュアンスなのかで、計画を作成するハードさが変わってくるというふうに思うので、その辺どう考えておられるのかというのが一つと、もう一つ、eラーニングについては、福祉系の大学とか専門学校の学生さんたちも簡単に勉強できるようにしたりすると、いいのかもしれないと思いました。

以上です。

【座長】 大変貴重な御提案をいただきまして、ありがとうございます。福祉系の学生さんも勉強できる、なるほど、そうですね。事務局ございますか。

【事務局】 リスクをどこまで把握するかというところですが、かなり専門的なところ



は容易ではありません。これは一般の施設の職員さん向けですので、単純化といいますか、できるだけ分かりやすく示す必要があると思います。基本的には、市町村のハザードマップで確認する、加えて言うならば、国や都道府県の浸水想定区域図を確認する、ここまでの情報の中でというイメージです。

本来であれば、それ以外のリスク情報なんかもあるかもしれませんが、それを読み解くのは、難しいので、そこは表現していないところであります。

それから、福祉系の大学の学生さんなんかも見られるようにということは非常に良いことだと思いましたので、そういったところも今後、意識しながらPRしていきたいなと思います。ありがとうございます。

【委員】 ありがとうございます。

【座長】 では、〇〇委員、お願いいたします。

【委員】 何点かありますが、まず確認なのですが、先ほどまで議論されていた避難確保計画は、まだ一切出てきていないですけど、それは何か意図的に、別物だということなのでしょう。事前に、その計画はしっかり立てておきましょうみたいなのは1枚ぐらいあってもいいのかなと思います。あまり分量を増やしたくないというのももちろんあるとは思いますが、いかがですか。

【事務局】 このテキストは、どちらかというとな施設の一般的な従業員さんといいますが、職員さん対象の研修テキストになっていまして、避難確保計画をつくる立場の施設管理者向けということではなくて、そういうことにしています。

なので、避難確保計画のつくり方そのものをこれでもって説明するという目的ではなくて、そこに従事されている職員の皆さんが最低限こういった防災知識は知っておこうというためのものですので、あまり避難確保計画のことを細かくは載せていなかったところですね。

入れるとすれば、6ページのところにありますので、この辺、少し表現を変えて、避難確保計画がどういうもので、どうやってつくるのだというところを少しこの中の要素に加えるというのはあろうかなと思いました。

【委員】 ちょっと私の説明もいま一つだったかもしれないんですけど、つくり方を載せるというより、避難確保計画というのはできているはずだと思いますのがあるといいのではという趣旨です。

【事務局】 なるほど。

【委員】 基本的には、避難確保計画に従うということが書かれてはどうかと思います。

【事務局】 それは、あるかもしれませんね。まず、それぞれの施設が持っている避難確保計画を確認しましょうということですかね。

【委員】 そうです。

【事務局】 それはあるかもしれませんね、おっしゃるとおりですね。各施設にはこういうのがつくられていますので、というところから説明する手はありますね。

【委員】 すみません、私の説明がいま一つだったのかもしれない。私が言いたかったのは、まず、避難確保計画に見るのが最初なのかという気がちょっとしました。

【事務局】 分かりました。そこは対応したいと思います。

【委員】 その上で、分かるのかもしれないですけども、立退き避難とか、屋内安全確保というのが突然出てきて、もしかすると少し分かりづらかったりするのではと思います。16ページあたりですけども、簡単にでも説明があったほうがいいのかと思いました。

場合によっては、「屋内安全確保は選択できません」みたいなのが12ページ以降あるので、その前なのかもしれないですけども、ちょっと補足の説明があったほうが、それぞれ何を指しているのかが分かりやすいと思います。避難には2つあるのですというのが、どこかに説明をされるといいかなというふうに思いました。

あともう一点ですが、情報を増やすほうがいいのかどうか分からないのですけれども、19ページ目とかを見ると、週間天気予報とか、台風情報とか、早期注意情報というのは出ていますけれども、最近、短時間の雨量予測とか、数時間先までの雨量予測とかも気象庁から出されていて、私が以前、小学校の防災の話を少し手伝ったときとかも、「そんなの見られるようになってるんですね」みたいなことを学校の先生方とかおっしゃっておられたりしたので、そういうのも少し書いておいてあげるとよかったりするかもしれないなと思いました。

私からは以上です。

【座長】 ありがとうございます。貴重な御意見いただきましたが、事務局、いかがですか。

【事務局】 貴重な御意見だと思いますし、ごもっともだと思いましたので、今の御意見については反映させていただければと思います。ありがとうございます。

【座長】 ○○委員、お願いいたします。

【委員】 ○○の○○です。

eラーニングのテキストの4ページに岩泉町の楽ん楽んの事例が載っているわけですが、これ一つ私の提案なのですけども、eラーニングの中に、もしかして動画の部分を導入できるのであれば、インパクトが強い部分で、私が当時、消防署長として翌日、上空からヘリコプターで撮ったこの付近の動画がありますので、もし御活用を検討していただき、その部分の動画を導入することによって、それぞれの施設担当者が、かなりインパクトが強く中身に入っていくのじゃないかなと思いますので、もし御要望があれば御提供申し上げたいと思います。

以上です。

【座長】 ありがたいですね。来年度、動画を作るという話もございますし、埋め込みもできることはできるのですよね。非常に貴重な、まさにこれがきっかけでできたわけですからね。ありがとうございました。

ほかにございますでしょうか。

それでは、私からも申し上げたいと思ったのですが、まず、法律で避難確保計画というのが義務づけられていますよというのを最初に言わないと、つくったほうがいいとか、そういうレベルではなくて、もう法律で義務づけられているのですよと。先ほど○○委員もおっしゃっていただいたように、だから避難確保計画つくっていますかというところで、つくっていらしてください。つくっていない場合は、急いでつくる必要がありますというように、法律で義務づけられているというところをもうちょっと言ったほうがいいのかなと思いました。

それから、最初に事例が出てくるのですが、これ、難しいところと難しくないところがあるような気がして、やっぱり災害の種類とか、ハザードマップとか、ではどのようにすればいいのかというところの簡単なのと、それから事例とかで複雑なのは、ちょっと別にまとめたほうがいいのかなと。

ちょっと30分では難しそうだなという話がありましたよね。30分じゃなくて、15分程度で見られるものの初級編と中級編というふうに分けたほうがいいのじゃないかなと。初級編で大体理解して、もうちょっと知りたいなと思ったら中級編に行くみたいな形でもいいのかな。15分くらいで1回分かったほうがいいかなという気はいたしました。

あと、12ページで屋内安全確保の話を○○委員もされていましたが、やはり私もこの文章は違和感ありますね。「できていない場合は選択できません」というのも。「安全確保

を選択する場合は浸水継続時間に応じた対策が必要です」というふうにしたほうがいいかなど。ちょっと文言の話で恐縮ですが、そう思いました。

それと、18ページですね。「避難開始のタイミングの考え方」の丸3つ目ですが、先ほど各委員からも議論があったとおり、休業判断をすることが利用者の命を守るだけではなくて、休業判断をした上で利用者が安全に避難確保できるように努める必要がありますということが大事だと思います。

それから、20ページのこの赤のところ、担当を決めるだけでなく、教育や訓練を通じて、従業員じゃなくて職員と書いていますね。

**【事務局】**　そうですね、職員ですね。

**【座長】**　職員がしっかり対応できることが重要ですよというくらいでしょうね。

最後に、理解度チェック。災害リスクといたら、そこで質問がある。避難確保の考え方といたら、そこで質問があるほうがいいです。全部やってから理解度チェックという、ちょっと忘れてしまうので、その部分について理解度、その部分について質問というふうにされたら進みがいいと思いますね。最後に全部まとめて質問があると、答えるほうも容易ではないかなという気がいたします。

私からは、気がついたところはそんなところでした。

ほかに委員の皆様、ございますでしょうか。まず、事務局のほうで何かあれば。

**【事務局】**　今、御指摘いただいたところにつきましては対応したいと思います。特に、最後のところの理解度チェックは、確かに全部終わってからだと忘れてしまうので、項目ごとに入れていきたいと思っています。

それから、表現等について直すところについては、おっしゃるとおりですので、それぞれ直していきたくと思っています。

それから、〇〇委員からいただいた動画、来年、動画バージョンを作りますので、ぜひ、それには活用させていただければと思っていますので、ご提供いただければありがたいなと思います。

それと、法律の話ですね。6ページのところは、今の法律で何が決められているかというのをしっかり書いたほうがいいかなと思います。その際、先ほど〇〇委員からもいただいたように、避難確保計画が作成されているはずなので、まず確認しましょう、ということから入っていければなというふうに思っています。ありがとうございます。対応したいと思います。

【座長】 ありがとうございます。

ほかに御意見、これは言い残したなとか、もう時間的にそろそろおしまいになりますので、まとめて何か言い残したことがないように御意見いただければと思いますが、いかがでしょうか。

皆さんから御発言はいただいたと思いますが、〇〇委員、いかがでございましょうか。このような避難確保計画の作成の手引きと、eラーニングを使って全国の高齢者福祉施設等がしっかりと災害対応できるということを目指しているわけですが。

【委員】 eラーニングについて、細かいところは各委員からの御指示もあって、おっしゃるとおりだなと思ったのですが、このeラーニングのテキストを最初に拝見したときに、非常にコンパクトにというか、的確にまとまっていて、特に施設の職員みんな忙しいものですから、できるだけ簡素化した形で勉強ができるのは非常にいいシステムかなというふうな印象を持たせていただきました。

以上です。

【座長】 ありがとうございます。評価をいただいてうれしいですね。

【事務局】 ありがとうございます。今回だけではなく、来年度以降も、よりよいものへ改良していければと思っています。ありがとうございます。

【委員】 よろしく願いいたします。

【事務局】 それから、eラーニングテキストと手引きの中間的なものとして、簡単ガイドを御用意できたらと思っているところでございます。

【座長】 ありがとうございます。

それでは、おおむね意見も出尽くしてお時間ともなっておりますので、本日の議論は、ここまででよろしいでしょうか。ありがとうございます。

熱心な御討議、本当にありがとうございました。事務局におかれましては、本日の議論を踏まえて、手引き等の取りまとめ、eラーニングの修正、ぜひお願いをいたします。

本日の議事は以上となります。進行を事務局にお返しいたします。

【事務局】 座長、そして委員の皆様、ありがとうございました。非常に貴重な意見をいただきましたので、本日の意見を踏まえまして、この手引きの案を見直し、そして、eラーニングの教材についても内容を見直して、速やかに修正した上で公表できるようにしていきたいと思います。

その中で、何点か確認いただくこともあるかと思いますが、また御指導いただけれ

ばと思っています。手引きとeラーニングテキストは年度内に公表したいと思っていますところで、そのスケジュールで進めていきたいと思っています。

それから、本日の議事要旨につきましては、前回どおり、座長の確認をいただいた後に国交省のウェブサイトで公開いたします。また、議事録につきましても、各委員の皆様へ送付させていただきまして、内容の確認をいただければと思っています。確認後、これにつきましてもウェブサイトで公開したいと思います。

それでは、閉会の挨拶を厚生労働省老健局高齢者支援課の〇〇課長、次に国土交通省水管理・国土保全局河川環境課の〇〇課長の順でお願いしたいと思います。よろしく願います。

**【事務局】** すみません。では私のほうから。

まず、前回も含めてでございますが、今日、委員の先生方から本当に貴重な御意見、種々いただいたことに御礼申し上げたいと思います。

私も、先生方の御意見をいただきながら、事務局として資料を考えていく中で、やっぱり日本全体を考えれば、人がどんどん減っていく中で、いわゆる支え手は減る一方なのに、高齢者の人口は、これから増えていく。逆に言えば、こうした避難の確保に非常に時間を要する方々が今以上に増えていくというのはもう間違いない時代の中で、いかに実効性のある避難確保をしていくのかというのが、ますます重要な課題だということを強く認識した次第でございます。

そのためにも、やはり現場の方々が分かりやすく防災・減災どうしたらいいのかというのを自ら考えていただけるような時間というか、先ほど〇〇委員からもありましたように、実際、介護の現場、各先生方も御理解いただいているように、非常に忙しい中、利用者の方々、また、自分の命を守るためにどうしたらいいのかという時間のない中ですごく悩みながら、みんな、何とかしようという意識を持っていると思っていますので、そういった中で、本当に効果的・効率的にしっかりと命を守るために何が最大限できるのか。そのために分かりやすく何を行政として伝えることできるのかというのが大事なのかなど。こういった手引き含めて、しっかりとそういうものをまた作って周知して、先ほど事務局からもありましたように随時見直して、よりよいものにしていくというのが大事なかなと思いました。

あとは、施設の防災・減災ではございますが、やはり施設だけで対応するのはもう限界があると思っていますので、今回の手引きの中でも、先生方の御意見にもあったように、

地域の方々と一緒になって、それは行政だけではなくて、ほかの事業者、もちろん関連の福祉事業者さんだけではなくて、様々、いろんな事業者さんがいらっしゃると思いますので、地域全体でどう避難の確保。避難がし難い高齢者の方々含めて、しっかりと避難していくのかというのを全体で協力しながら考えていかななくては、正直、なかなか実現は難しいのではないかと考えていますので、もちろん施設の職員の方々含めてしっかり対応することは当然の上で、それを地域としても一緒になって考えていく、国も含めて悩んで考えていくことが重要なのではないかなと改めて認識した次第でございます。

この検討会、今回、2回やらせていただきまして、本当に先生方、お時間お忙しい中で貴重な御意見を多々いただいたことに、まず御礼等を申し上げまして、引き続き、この防災・減災にしっかり取り組んでいきたいというふうに思った次第でございます。ありがとうございました。

**【事務局】** 河川環境課長の〇〇でございます。

今ほどお話があったとおりでありますが、昨年12月からの2回の検討会を含む先生方からの貴重な御意見を賜りましたこと、誠にありがとうございました。

まず、本日、しっかり議論をいただきました手引きにつきましては、非常にきめ細かく見ていただいたおかげで、もちろん、まだまだ改善の余地はいろいろあると思いますが、現場の各施設の実際の計画を活用する関係者、そして、それをサポートする市町村の関係者含めて、しっかり知見を高めていく一つの基礎的な材料ができたと思っております。

そして、eラーニングにつきましては、まず、それを理解するための一本目のガイダンスだというふうに思っています。それ以外にも先ほどお話があったとおり、様々なコンテンツを用意していく必要があると思いますが、まず、手引きを基本にしまして、そのニーズを踏まえてしっかり取り組んでまいりたいと思います。

もともとは令和2年の熊本県球磨川での特別養護老人ホームの被災を契機に、そして、背景としては、それに遡ります岩泉における被災なども踏まえまして、我々が経験してきた知見、今、それを含めて、現場で避難の実効性を上げようと取り組まれている先生方の貴重な経験を検討できましたことは非常に感謝申し上げる次第であります。

国土交通省、厚生労働省が検討会を主催し、関係省庁の協力を得て、ここまで来ましたが、新たな犠牲者が発生しないための取組をしっかりと取り組んでいきたいと思っております。

先ほど申し上げたとおり、重要なのは、各施設において避難計画をしっかりと作成、もしくは見直されて、訓練をして実効性が高められることであります。各施設の関係者、そし

て市町村関係者が助言するに当たって、今後も様々な検討会、そして、eラーニング教材等を使ったオンラインの研修などを含めまして、現場の実効性が上がるように取り組みますし、多分、そこからのフィードバックが多数寄せられると思います。それを活用して、より質の高いものに改善していくことが求められると思います。

最後になりますが、座長をはじめ、各先生方に大変お世話になったことに加えまして、今後も何らかの形で御相談させていただく機会があろうかと思えます。引き続き御指導いただきますことをお願い申し上げまして、お礼の挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

【座長】      ありがとうございました。

【事務局】    ありがとうございました。

それでは、これもちまして本日の検討会を閉会といたします。ありがとうございました。

— 了 —